滋賀県警察本部告示　　第　66　号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による意見の聴取を行うので、同法第104条第１項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和　8　年　11　月　5　日

滋賀県警察本部長　　松下　和彦

１　聴聞の期日　　令和　8　年　11　月　18　日

２　聴聞の場所　　滋賀県守山市木浜町2294番地
滋賀県警察本部交通部運転免許課　意見の聴取会場